

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 23 年 9 月 5 日

審査機関名 日本検査キューエイ株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	重油ボイラから都市ガスボイラへの更新プロジェクト
排出削減事業者名	株式会社 アステックコーポレーション中部
排出削減共同実施事業者名	株式会社 カーボントレード
事業実施場所	株式会社 アステックコーポレーション中部 (愛知県犬山市大字羽黒字長田 1 - 1)
事業の概要	A 重油焚き炉筒煙管式蒸気ボイラをガス焚き炉筒煙管式蒸気ボイラ(バーナー交換)に更新し、使用燃料を削減するとともに CO2 排出量を削減する。
排出削減量の計画	2009 年度 : 169 t CO2/年 2010 年度 : 676 t CO2/年 2011 年度 : 676 t CO2/年 2012 年度 : 676 t CO2/年 (事業実施期間合計 2,197 t CO2)
国内クレジット認証期間	事業開始日 2010 年 1 月 3 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法	方法論番号 001 ボイラの更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の概要の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、事業実施サイトを訪問して確認した。 事業実施サイトの場所 : 株式会社アステックコーポレーション中

	<p>部（愛知県犬山市大字羽黒字長田 1 - 1）</p> <p>事業実施サイトの視察日付：平成 23 年 7 月 29 日</p>
追加性を有すること	<p>1)法的義務のないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを関係者、その他関連事業者の担当者への質問等により確認した。</p> <p>2)設備が継続利用可能であること</p> <p>本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時の既存設備製造年月日の確認等により確認している。</p> <p>3)投資回収年数</p> <p>排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により 4.8 年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。</p> <p>なお、当該案件に補助金はないことを関係者への質問により確認している。</p> <p>4)追加性判断における定性要因</p> <p>当事業者は、設備の新規導入及び更新を最優先課題として考えており、業務上必要であると判断される場合、投資回収年数を問わず投資を行うこととなっている。一方、ボイラー、誘導灯等補助設備においては、備品、部品が調達可能であり、修理によって使用できる限り、継続して使用することは当事業者の方針であること、また将来の国内クレジットの売却益に期待して本事業を実施することを質問により確認した。こういった背景により、本事業の対象設備はすべて補助設備であり、また継続して使用できるものであるため、国内クレジット制度の存在がなければ、本事業の実施は難しかったと判断できる。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者への質問、その他関係者への質問、排出削減事業者の提出した誓約書の確認等により、自主行動計画に参加していない事業者であることの確認を実施している。</p>
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1)本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001 に基づき排出削減量を計算しており、また、其々の方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p>

	<p>【方法論番号 001 ボイラの更新】</p> <p>適用条件 1 については、既存の A 重油焚きボイラの仕様書の確認、並びに都市ガス焚きボイラの仕様書の確認等によって、高効率（低位発熱量ベース）のボイラに更新する事業であることを確認している。適用条件 2 については、事業サイトの視察、全体レイアウト図の確認、及び関係者への質問等により、既存のボイラが未だ使用可能であったことを確認している。適用条件 3 については、製造された蒸気はすべて自家消費することを視察、全体レイアウト図の確認、及び関係者への質問等により確認している。</p> <p>2)その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3)ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、いずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p>
--	---

4. 特記事項

なし